

令和7年度
浜松市浜名区役所ほか12施設
動画広告放映事業
提 案 募 集 要 項

令和7年 7 月

浜 松 市

1 趣旨

浜松市(以下、「市」という。)では、浜松市浜名区役所ほか12施設のロビー等にモニター等を設置し、来庁者に動画等での広告及び市の広報を提供することを目的として、モニター等を設置し、運用する事業者を募集します。

2 提案案件

(1) 広告の媒体

(ア) モニターによる動画広告

(イ) モニターによる動画広告の付加価値を高めるための任意の媒体による広告(以下、「任意媒体広告」という。)(※提案は任意)

(2) 設置できる場所・条件等

(ア) モニター

区	既存設置内容				提案募集内容	
	設置場所		大きさ [インチ]	設置数 [基]	大きさ [インチ]	設置 可能数 [基]
浜 名	浜名区役所	1階 区民生活課	42	1	42程度	1
	北行政センター	1階 証明・届出	48	1	42～48程度	1
天 竜	天竜区役所	1階 区民生活課	42	1	42～48程度	1
中 央	東行政センター	1階 証明・届出	48	1	42～48程度	1
		2階 中央健康 づくりセンター	48	1	42～48程度	1
	西行政センター	1階 証明・届出	42	1	42～48程度	1
		1階 長寿支援課	42	1	42～48程度	1
	南行政センター	1階 証明・届出	42	1	42～48程度	1
	積志協働センター		40	1	32～40程度	1
	笠井協働センター		40	1	32～40程度	1
	篠原協働センター		40	1	32～40程度	1
	入野協働センター		40	1	32～40程度	1
	長上協働センター		—	—	32～40程度	1
	佐鳴台協働センター		—	—	32～40程度	1
	本庁舎 北館1階		40	1	32～40程度	1

(イ) 任意媒体広告

以下の設置場所、設置条件を満たすこと。

	設置場所		設置面積等
天 竜	天竜区役所	1 階 出入口	サイズ W580mm×H1600mm×D500mm 程度 で、自立式のもの
中 央	東行政センター	1 階 総合案内西 壁面	サイズ W550mm×H1400mm×D80mm 程度 で、壁に固定できるもの
	西行政センター	1 階 正面玄関	サイズ W580mm×H1600mm×D500mm 程度 で、自立式のもの
	南行政センター	1 階 証明・届出 記載台横	サイズ W580mm×H1600mm×D500mm 程度 で、自立式のもの
浜 名	北行政センター	1 階 証明・届出	サイズ W850mm×H1600mm×D500mm 程度 で、自立式のもの

※設置場所の写真は、「付録)任意媒体広告設置場所の写真」のとおりとする。

3 参加資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 浜松市物品購入等に係る入札参加資格者に対する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと。
- (4) 浜松市内に本社、支店、営業所等を設置している者であること。
- (5) 令和5年度及び令和6年度において、自治体庁舎を利用した動画広告の類似業務実績を有している者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第 77 号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 本件提案参加申し込みに必要な書類を全て提出できること。

4 スケジュール

スケジュールは、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

公募開始	令和7年7月8日(火)
提案参加申込み 質問書の受付	令和7年7月9日(水)～令和7年7月17日(木)
提案参加資格審査結果 質問に対する回答	令和7年7月22日(火)
提案参加資格がない理由説明 要求締切り	令和7年7月24日(木)
提案参加資格がない理由回答	令和7年7月28日(月)
提案書の提出(提出期間)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月31日(木)
事業者の決定	令和7年8月1日(金)
契約締結	令和7年8月上旬
動画広告の放映開始	令和7年9月1日(月)

5 提案参加申込み必要書類

提出書類(提出数各1部)

	提出書類
ア	提案参加申込書「別紙－3」
イ	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
ウ	印鑑登録証明書
エ	浜松市税の完納証明書「別紙－4」
オ	誓約書「別紙－5」
カ	自治体庁舎を利用した動画広告の類似業務実績を示す資料

注1) 上記「イ」「ウ」は発行後3ヶ月以内のものとする。

注2) 「エ」は、入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号)の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借 または 物品購入)の認定を受けている場合は提出不要です。認定を受けていない場合は、証明願「別紙－4」に必要事項を記入し、証明願に記載された申請窓口に提出して、交付された「市税完納証明書」を提出してください。

注3) 提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

6 提案参加申込み方法

申込みにあたっては、本募集要項に基づき、現地の状況を確認の上、申込みをしてください。

(1) 受付期間

令和7年7月9日(水)から令和7年7月17日(木)まで

午前9時00分 から 午後5時00分 まで(土日祝日を除く)

(2) 受付場所

浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所本庁舎北館4階)

(3) 申込方法

持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)で提出すること。

- (4) 質問がある場合は、提案参加申込書とともに、提案募集要領等に関する質問書「別紙-8」を提出してください。なお、質問に対する回答は、提案参加申込書を提出した応募事業者全てに対し、令和7年7月22日(火)までに電子メールで回答します。

7 提案参加資格の審査

提案参加申込書の受付後、提出された必要書類の内容について、浜松市財務部アセットマネジメント推進課で提案参加資格を満たしているか否かの資格審査を行います。

資格確認通知書は、提案参加申込書を提出した応募事業者全てに対し、令和7年7月22日(火)までに電子メールで送付します。電話連絡等はしませんのでご注意ください。

審査の結果、資格がないと通知され、その理由の説明を必要とする時は、令和7年7月24日(木)までの午前8時30分から午後5時00分までに文書にて提出してください。提案参加資格がない理由説明は、令和7年7月28日(月)までに電子メールで回答します。

8 提案書提出方法等

(1) 提案書提出方法

ア 受領期間内に担当課へ持参(以下「持参提出」という。)

イ 受領期限までに担当課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便 と同等の信書便に限る。)

(2) 受領期限及び提出先等

ア 受領期間 令和7年7月9日(水)～令和7年7月31日(木)

※窓口提出の場合、午前9時00分から午後5時00分(土日祝日を除く)

※いかなる理由があっても期限に遅れたときは、提案書は無効とする。

イ 提出先 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所本庁舎北館 4 階)

9 提案書提出の手続き

(1) 提出方法

ア 提案書(別紙6)に記載する提案金額は、1年間の広告料の金額(消費税を含まない金額)とし、区役所等の設置施設における設置基数及びその広告料明細を記載してください。任意媒体広告を提案する場合、その金額は該当施設の広告料明細に含めて記載してください。

イ 提案参加申込書に、提案書の提出方法の予定(①持参提出、②郵送等のいずれか一つ。)を記載すること。なお、提案書の提出方法の予定を変更する場合又は提案書の提出を取りやめる場合は、必ず担当課へ連絡すること。

ウ 提案事項は、提案書(別紙-6)に必要事項を記載し、記名押印の上、事業名・提案者または代理人名を記載した封筒を封印した状態で、提出してください。

エ 代理人の方が提出される場合は、委任状(別紙-7)に必要事項を記載し、記名押印をして提出してください。

オ 一度提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、充分注意してください。

10 契約保証金

今回の提案募集においては、浜松市の入札参加資格登録業者(物品・業務委託等)又は過去2年の間に浜松市と種類及び規模を同じくする契約を締結し履行した者は、提案時の保証金及び契約保証金を免除とします。それ以外の者は提案時の保証金及び契約保証金が必要となりますので、ご了承ください。

11 提案書の無効

次に掲げる事項に該当する提案書は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者の提案書
- (2) 提案事項を記載しない提案書又は数字をもって金額を記載しない提案書
- (3) 提案者の記名押印のない提案書
- (4) 提案金額を訂正した提案書
- (5) 提案に関し不正行為があった人の提案書
- (6) その他指定した方法以外で提出した人の提案書

12 事業者の決定

- (1) 事業者は、有効な提案を行った者のうち、**最高の価格(年額、消費税抜き)**を提案した者とする。
- (2) 提案金額が同額で、事業者となるべき者が2者以上あるときは、全ての設置基数の合計が多い者を事業者とし、さらに、全ての設置基数の合計が同数の者が2者以上あるときは、「くじ」によって事業者を決定することとし、本件提案募集事務に関係ない本市職員が引くものとする。

13 契約の条件

(1) 設置期間

令和7年9月1日 から 令和12年8月31日 まで(5年間)

(2) モニター等の仕様・運用等

ア モニターの製作、取り付け、撤去に係る費用については事業者の負担とします。

イ 壁面に設置できるなど、薄型で場所を取らないものとします。

ウ モニターの電源についてはタイマーで管理できるものとし、年次点検等の停電時に設定の保持ができることとします。

エ その他の仕様については、協議の上で決定することとします。

オ ア～エは任意媒体広告についても同様の扱いとします。

(3) 広告掲載にかかる基準等

放映する動画広告の内容・デザイン等については、浜松市広告掲載要綱(別紙-1)及び浜松市広告掲載基準(別紙-2)を遵守することとします。任意媒体広告について

も同様の扱いとします。

(4) 動画広告の放映等

ア 放映時間は、区役所等開庁日の午前8時15分から午後5時30分までとします。

イ 動画広告の放映枠数・回転数・管理等については、協議の上、決定することとします。
(放映内容の最短の更新期間は半月とします。)

ウ 音量については、設置施設管理者と協議し、業務に支障のないこととします。

エ 動画広告の放映枠のうち、原則として25%を行政情報枠として放映をできるようにし、
詳細については協議の上、決定することとします。

14 契約の締結

(1) 契約の締結

ア 事業者は、令和7年8月上旬に市と動画広告を放映することの取り扱いについて定める
契約を締結していただきます。契約書(案)は、別添のとおりです。

イ 契約金額は、広告料の総額で行います。契約に関する必要な費用は、事業者の負担
となります。

ウ 事業者が本件について契約を締結しない場合は、事業者の決定が無効となります。

15 広告料

(1) 広告料は、市が区役所等設置施設ごとに、発行する納入通知書により、納入通知書に
記載された納入期限までに、納入していただきます。

(2) 広告料の算定方法は、次のとおり算定し契約金額とします。

契約金額＝年額広告料×5年間

年額広告料とは、提案金額に消費税及び地方消費税に相当する金額(提案金額の
100分の10に相当する額)を加算した金額(1円未満切捨て)とする。

※消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更とな
る場合にあつては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する年
額広告料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定し、変更契約書を締結し
ます。

(3) 区役所等の使用に係る行政財産の目的外使用料は、別途納付とします。

(4) 契約期間中に、施設の休止、廃止又は移転があつた場合の扱いについては、別途協議
の上決定します。

(5) 契約期間中に、改修工事等により移転又は撤去等の必要性が生じた場合は、別途協
議の上決定します。

16 提案結果の公表

提案の結果については、決定した事業者を市ホームページで公表させていただきます。

17 参考資料

(1) 各施設の概要

(令和7年度調べ)

区	設置場所	1日当りの およその 来庁者数(人)	所在地
浜名	浜名区役所	600	浜松市浜名区貴布祢3000番地
	北行政センター	250	浜松市浜名区細江町気賀305番地
天竜	天竜区役所	80	浜松市天竜区二俣町二俣481番地
中央	東行政センター	600	浜松市中央区流通元町20番3号
	西行政センター	300	浜松市中央区雄踏一丁目31番1号
	南行政センター	400	浜松市中央区江之島町600番地の1
	積志協働センター	300	浜松市中央区積志町1825番地
	笠井協働センター	160	浜松市中央区笠井町861番地
	篠原協働センター	170	浜松市中央区篠原町20399番地の1
	入野協働センター	180	浜松市中央区入野町9858番地
	長上協働センター	200	浜松市中央区市野町2620番地の1
	佐鳴台協働センター	160	浜松市中央区佐鳴台二丁目24番地の1
	本庁舎	1500	浜松市中央区元城103番地の2

(2) 各施設における広告の設置状況

(令和7年4月1日現在)

設 置 施 設	足拭きマット 広告	接客カウンター 椅子広告	モニター広告	広告付き 周辺案内地図
浜名区役所	○	○	○	
天竜区役所			○	○
東行政センター	○	○	○	
西行政センター	○	○	○	○
南行政センター	○		○	○
北行政センター	○		○	○
本庁舎	○	○	○	○

(設置有りは○印)

18 担当窓口

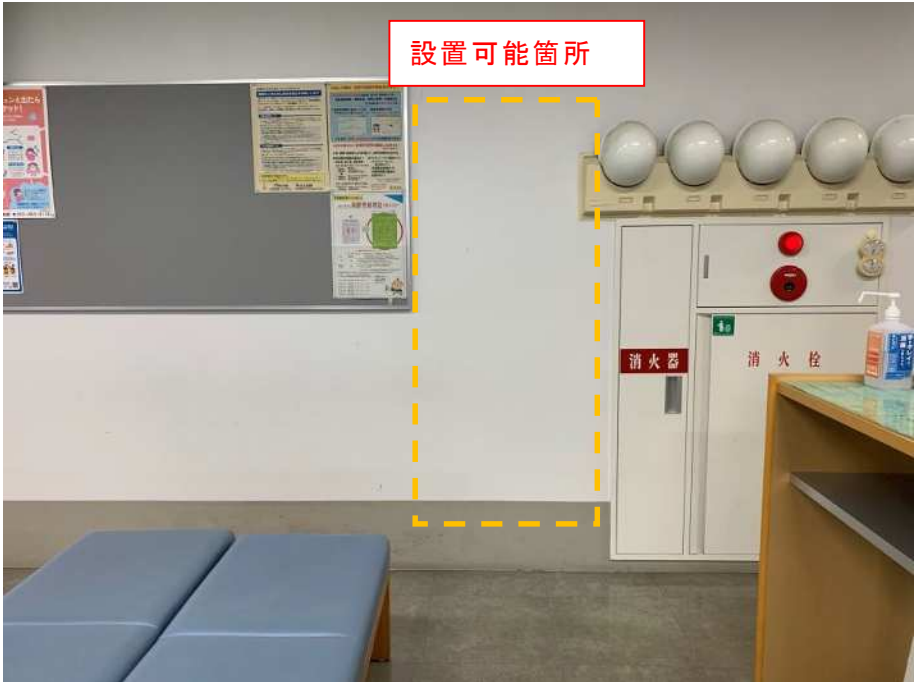
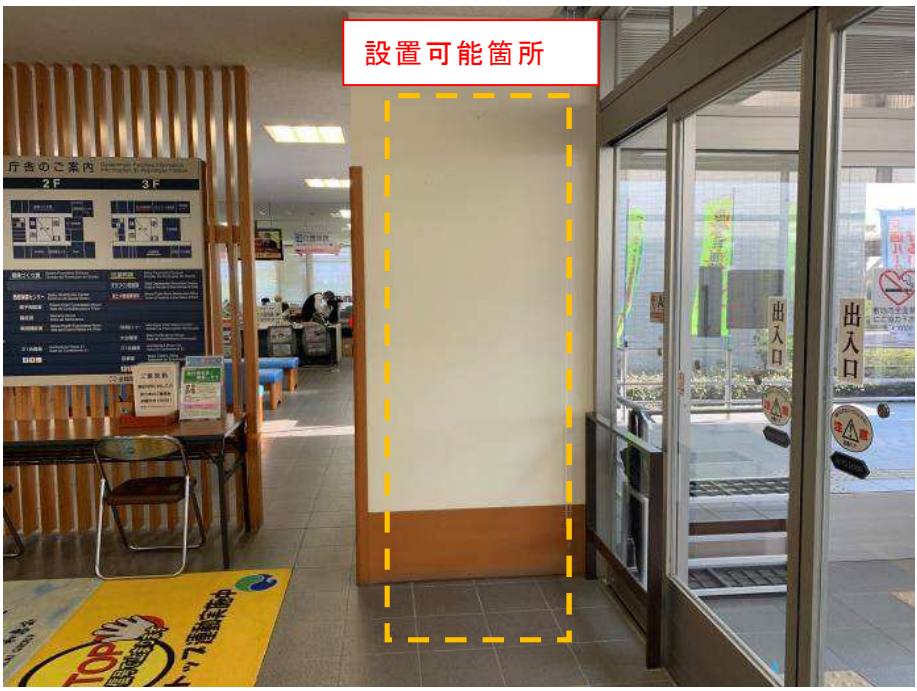
住 所 浜松市中央区元城町103番地の2(浜松市役所本庁舎北館4階)

担 当 浜松市財務部アセットマネジメント推進課庁舎車両グループ

鈴木 敬弘

電 話 053-457-2278

付録) 任意媒体広告設置場所の写真

施設	設置場所写真
東行政センター	
西行政センター	

南行政センター



北行政センター



天竜区役所

